

[事案 28-99] 手術給付金支払請求

- ・平成 29 年 4 月 26 日 和解成立

<事案の概要>

約款に定める「その他の悪性新生物手術」ではなく、「悪性新生物根治手術」としての手術給付金の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

昭和 62 年 3 月に契約した終身保険について、平成 7 年 12 月に甲状腺がん手術（手術①）を受け、「悪性新生物根治手術」として手術給付金（入院給付金日額を基準とした給付倍率 40 倍）の支払いを受けた。

次に、平成 27 年 10 月に、「甲状腺がん頸部リンパ節再発」のため「深頸部膿瘍切開術」等（手術②）を受けたところ、「その他の悪性新生物手術」に該当するとして、手術給付金（給付倍率 20 倍）が支払われた。

しかしながら、給付倍率は「手術の結果」ではなく「手術の種類」で判断するものなので、手術②も「悪性新生物根治手術」に該当するとして、給付倍率 40 倍の手術給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 根治手術は「根治させる」手術であるという観点から、同一のがんについて一回のみ行われるものとしている。したがって、「悪性新生物根治手術」を受けた後に、そのがんが再発した場合は、その後に行われた手術は「悪性新生物根治手術」には該当せず、「その他の悪性新生物」として取り扱う。
- (2) 手術①および手術②の対象となったがんは同一のものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

- (1) 当事者から提出された書面（診断書、医療証明書等を含む）にもとづく審理を行った。
- (2) 約款規定について、一般消費者が通常どのように理解するかを考慮した。
- (3) 申立人が希望しなかったため、申立人の事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続中、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。